

2020/1

特定非営利活動法人 ときがわ山里文化研究所 定款

第一章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人ときがわ山里文化研究所という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を埼玉県比企郡ときがわ町大字大野671番地1に置く。

2 この法人は、従たる事務所を埼玉県鶴ヶ島市大字上広谷142番地124に置く。

(目的)

第3条 この法人は、山里の文化に関心のある不特定の人に対して、自然と共生しながら育んできた山里文化を調査・研究するとともに体験・学習する機会を提供し、山里文化の振興と継承・普及に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

- ① 山里文化に関する調査・研究
- ② 山里文化に関する学習、生活体験、交流活動
- ③ 地域の文化事業への協力
- ④ 地場産物の開発
- ⑤ 山里文化の普及・啓発活動

第2章 会員

(会員の種類)

第6条 この法人の会員は、次のとおりとし、正会員をもって特定非営利活動促進法上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、賛助の意志を持つ個人又は団体

(入会)

第7条 正会員として入会しようとするものは、その旨を文書で理事長に申し込むものとし、理事長は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

2 理事長は、前項のものの入会を認めないとときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1)本人から退会の申出があつたとき
- (2)本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき
- (3)継続して3年以上会費を滞納したとき
- (4)除名されたとき

(退会)

第10条 正会員は、退会しようとするときは、その旨を文書で理事長に提出して任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員がいずれかに該当するときは、総会において正会員総数の3分の2以上の同意により会員を除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えることはなければならない。

- (1)法令、定款等に違反したしたとき
- (2)この法人の名誉をき損し、設立の趣旨に反し、又は秩序を乱す行為をしたとき

(拠出金品の不返還)

第12条 既に納入した入会金、会費その他の拠出金品は、これを返納しない。

第3章 役員及び職員

(役員の種類、定数及び選任)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1)理事 10人以上20人以内
- (2)監事 2人
- 2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。
- 3 理事及び監事は、総会において選任する。
- 4 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 5 役員のうちには、それぞれの役員についてその配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになつてはならない。
- 6 監事は、理事又は法人の職員を兼ねることはできない。

(役員の職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、業務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1)理事の業務執行の状況を監査すること
 - (2)この法人の財産の状況を監査すること
 - (3)前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法

令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること

(4)前項の報告をするために必要がある場合は、総会を招集すること

(5)理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること

(役員の任期)

第15条 役員の任期は2年とする。ただし、補充のため、又は増員により就任した役員の任期は前任者又は現任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

(役員の解任)

第16条 役員に、役員としてふさわしくない行為があったとき、又は心身の故障のため職務の執行に耐えないと認められるときは、総会において正会員総数の3分の2以上の同意を得て、その役員を解任することができる。この場合にはその役員に議決の前に弁明の機会を与えるなければならない。

(役員の報酬)

第17条 役員には報酬を与えることができる。ただし、役員のうち報酬を受ける者の数が役員の総数の3分の1以下でなければならない。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第4章 会議

(会議の種類)

第18条 この法人の会議は、総会及び理事会とし、総会は通常総会及び臨時総会の2種とする。

(総会の構成)

第19条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の機能)

第20条 総会は、以下の事項について議決する。

(1)定款の変更

(2)解散及び合併

(3)事業計画及び収支予算並びにその変更

(4)事業報告及び収支決算

(5)役員の選任又は解任、職務、報酬

(6)会員の除名

(7)入会金及び会費の額

(8)解散した場合の残余財産の処分

(9)その他、理事会が総会に付すべき事項として議決した事項

(総会の開催)

第21条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる事由により開催する。

- (1)理事会が必要と認めたとき
- (2)正会員総数の5分の1以上のものから、会議の目的たる事項を記載した書面により開催の請求があったとき
- (3)第14条第4項第4号に基づき監事が招集するとき

(総会の招集)

第22条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

2 理事長は前条第2項第2号の場合には、請求があった日から20日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集する場合には、会議の目的たる事項、その内容、日時及び場所を示した書面により、会議の少なくとも10日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第23条 総会の議長はその総会において、出席した個人正会員のうちから選任する。

(総会の定足数)

第24条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(総会の議決)

第25条 総会の議事は、この定款の定めるもののほか総会に出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

2 総会において、第22条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。

3 議決すべき事項について特別な利害関係を有する正会員はその事項について、表決権を行使することができない。

(総会における書面表決等)

第26条 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の個人正会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前2条及び次条第1項第3号の適用については、出席したものとみなす。

(総会の議事録)

第27条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1)日時及び場所
 - (2)正会員の現在数
 - (3)総会に出席した正会員の数(書面表決者及び表決委任者の場合にあってはその旨を付記すること。)
 - (4)審議事項
 - (5)議事の経過の概要及び議決の結果
 - (6)議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び出席した個人正会員のうちからその会議において選任された議事録署名人2人が、署名、押印しなければならない。

(理事会の構成)

第28条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第29条 理事会は、この定款に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

- (1)総会の議決した事項の執行に関する事項
- (2)総会の付議すべき事項
- (3)その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第30条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1)理事長が必要と認めたとき
- (2)理事総数の5分の1以上の者から会議の目的を示して開催の請求があつたとき

(理事会の招集)

第31条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号の場合には請求のあつた日から20日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集する場合には、理事会の目的たる事項、その内容、日時及び場所を示した書面により、理事会の日の10日前まで理事に通知しなければならない。

(理事会の議長)

第32条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(理事会の定足数)

第33条 理事会は、理事総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(理事会の議決)

第34条 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会における書面表決)

第35条 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。この場合において前2条及び次条第1項第3号の規定の適用については、出席したものとみなす。

(理事会の議事録)

第36条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1)日時及び場所
- (2)理事の現在数
- (3)理事会に出席した理事の数及び氏名(書面表決者にあってはその旨を付記すること。)
- (4)審議事項
- (5)議事の経過の概要及び議決の結果
- (6)議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び出席した理事のうちからその会議において選任された議事録署名人2人が署名、押印しなければならない。

第5章 資産及び会計等

(資産の構成)

第37条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1)財産目録に記載された資産
- (2)入会金及び会費
- (3)寄付金品
- (4)事業に伴う収入
- (5)資産から生じる収入
- (6)その他の収入

(資産の管理)

第38条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

2 この法人の資産は、これを会計区分に基づいて区分し管理する。

(会計の原則)

第39条 この法人の会計は、特定非営利活動促進法に定めるところに従って行うものとする。

(会計の区分)

第40条 この法人の会計は、次のとおり区分する。

- (1)特定非営利活動に係る会計
- (2)

(事業年度)

第41条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第42条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

- 2 前項の規定に関わらず、やむを得ない事由により予算が成立しないときは、予算成立まで、前事業年度の予算に準じて収入支出をすることができる。
- 3 前項の規定による収入及び支出は、新たに成立した予算に基づくものとみなす。
- 4 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第43条 この法人の事業報告等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに理事長が作成し監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

第6章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第44条 この定款を変更しようとするときは、総会において出席した正会員の4分の3以上

の議決を経、かつ特定非営利活動促進法に定める軽微な事項に係る定款の変更の場合を除いて、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第45条この法人は、次に掲げる事項により解散する。

- (1)総会の決議
 - (2)目的とする特定非営利活動に係る事業の成功的不能
 - (3)正会員の欠亡
 - (4)合併
 - (5)破産手続開始の決定
 - (6)所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由により解散する場合は、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を受けなければならない。
- 4 解散のときに存する残余財産は、他の特定非営利活動法人に帰属させるものとする。

(合併)

第46条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第7章 雜則

(公告の方法)

第47条 この法人の公告は、この法人の掲示板に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

(施行細則)

第48条 この定款の施行についての必要な細則は、理事会の議決を経て理事長がこれを定める。

附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事長	柴崎 光生
副理事長	堀口 浩
理事	浅見 渉
理事	小川 欣治
理事	荻野 武英
理事	大場 弘憲
理事	大久保忠良
理事	朱通 祥男
理事	清水 信一
理事	清水 銀三
理事	柴崎 繁
理事	堀口美恵子
理事	内藤 孝雄
理事	山口 靖公
監事	奈良 昭男

監事 熊谷 隆夫

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、この定款の規定に関わらず、成立の日から平成18年6月30日までとする
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、この定款の規定に関わらず、設立総会で定めるものとする
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、この定款の規定に関わらず、成立の日から平成18年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、この定款の規定に関わらず、次に掲げる額とする。

(1)正会員	
①入会金	1,000円
②年会費	2,000円
(2)賛助会員	
①入会金	0円
②年会費(個人)	3,000円
(団体)	10,000円